

[事案 2020-96] 損害賠償請求

・令和 2 年 11 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

告知に関する調査を受けた際の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

扁桃腺の摘出手術等を行ったため、平成 30 年 5 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除通知を受けるまでの間に支払った 3 か月分の保険料に相当する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)告知義務違反に関する調査があった際に、調査会社の従業員から、「万一不支給となった場合、保険料を返してもらえと思う。」等の説明を受けた。
- (2)調査会社の従業員の説明を信じて本契約を解約しなかったが、保険会社からは告知義務違反を理由として契約を解除され、3 か月分の保険料も返還されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)調査会社の従業員が、給付金の支払いについて、申立人の主張するような回答をした事実はない。
- (2)調査会社の従業員には、給付金の支払い可否や告知義務違反の判断、保険料返金有無等については言及しないよう、常日頃から指導している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知義務違反の調査確認時の状況等を把握するため、申立人および調査会社の従業員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、調査会社の従業員の誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。